

1章 計画策定の背景と目的

1. やさしいまちづくりの背景

来るべき本格的な高齢社会を迎えるにあたって、健康で生き甲斐のある長寿・福祉社会を実現するためには、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、皆が共に生活できる社会が通常であるというノーマライゼーションの理念に沿って、誰もが一人の人間として尊重され、等しく経済活動や社会活動に参画し、自己実現を図ることのできる社会、人にやさしいまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

こうした中で、福島県においては、「人にやさしいまちづくり条例」を平成7年3月に制定し、同4月から施行しました。同条例は、「高齢者、障害者等を含むすべての人が個人として尊重されると共に、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが重要であることにかんがみ、誰もがいきいきと暮らすことのできる障壁のない社会の構築を目指す」ことを基本理念としています。

同条例では、公共施設について必要な基準(整備基準)を定め、新築、新設、増築、改築の場合はこれを遵守するとしています。また、「市町村がみずから設置し、又は管理する公共的施設について高齢者、障害者などが安全かつ快適に利用できるようその整備に努める」とし、市町村の責務も定めています。

こうした中で、川俣町では、平成元年に策定した第3次振興計画において、まちづくりの12の目標の中に、「お年寄りが生き生きと暮らすまち」、「健康で安心して暮らせるまち」を掲げ、まちづくりを推進してきました。

さらに、平成5年5月には「川俣町高齢者保健福祉計画」、平成7年3月には「川俣町ふれあい福祉の郷基本計画」を策定し、より具体的な方向性を明確にしてきました。この中では、「安心して住みなれた土地・家で暮らせるまち」を基本理念として、高齢者保健福祉施設等の今後の整備目標、整備計画、実施計画を定め、きたるべき長寿社会を考え、まちぐるみ、地域ぐるみでの取り組みを展開しているところです。

また、これらの施策の流れを受けて、平成10年3月には「川俣町都市マスタープラン」、同年9月には「第4次川俣町振興計画」を策定し、長期的なまちづくりの方向性を明らかにしています。これらの中では、まちづくりの3つの基本目標の1つとして「暮らしやすい川俣町にする」を掲げ、これを実現していくために、「みんなでつくる住みやすいまち」「誰もが安心して暮らせるまち」「安らぎのある安全なまち」の3つの柱を立て、総合的な施策の展開を図っています。また、第4次振興計画の重点施策として「ふれあい福祉ゾーンの整備」を掲げ、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保健センター、移転改築する済生会川俣病院からなる「ふれあい福祉ゾーン」の整備を平成12年を目標に推進しています。

このように、当町では、整備中のふれあい福祉ゾーンを核に、既存の社会福祉施設、高齢者施設等とのネットワーク化を図り、福島県平均を上回る高齢化率をもつ川俣町における「健康で生き甲斐のある長寿・高齢化社会の実現」を目指しています。

このような取り組みの一方で、川俣町の既存の公共施設や、主要民間施設の現状は、ノーマライゼーションの理念とはほど遠く、長期的な改善への取り組みが必要とされています。

このような状況の中で、当川俣町において、「健康で生き甲斐のある長寿・高齢化社会の実現」をめざしていくためには、社会福祉施設、高齢者施設等の整備にとどまらず、既存公共

施設や主要な民間施設、それらを結ぶ道路、歩行者道、公園等のネットワークの改善・整備など、地域全体としてのノーマライゼーションの理念に基づいた「やさしいまちづくり」を進めると共に、この「やさしいまちづくり」を支えるソフト面の施策、すなわち、町民への啓発広報活動を通して、地域コミュニティの再生と思いやりの心の醸成、まちづくりへの住民参加を促すような施策の展開が不可欠と考えられます。

上記のような観点から、「やさしいまちづくり総合計画」を策定し、その実現に向けてのハード・ソフト両面からの取り組みを、さらに強力で推進していくことが必要です。

2. 計画の目的

本計画は福島県の「人にやさしいまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、同条例の基準に沿った施設整備を推進すると共に、町民への啓発広報活動を通して町民の理解や意識を高め、ボランティア活動や各種施策の適用などソフト的な対応を含めて、行政、事業者及び町民の責務と役割分担を明らかにします。また本計画を川俣町における高齢者、障害者、妊婦、子供等すべての人にやさしいまちづくりを進めるための指針として定めます。

3. 計画策定の方法

計画策定にあたっては、施設の実態調査、町民意識アンケート等を行い、まちの現況や課題、町民ニーズを把握します。さらに、この現況把握に基づいて、「川俣町やさしいまちづくり推進懇談会」を中心に、町民各層の意見を反映しながら審議・検討を進め、「誰もが共に生きることのできる社会の創出」を目指して、計画を策定していきます。